

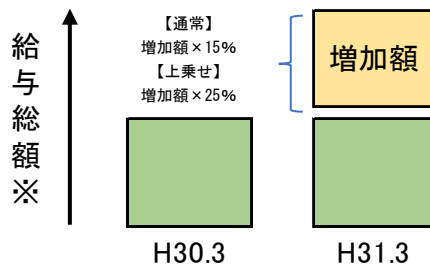
中小企業向け所得拡大促進税制の要件が簡素化されました

中小企業に対する賃上げ支援を目的とした制度で、従来から活用されていた所得拡大促進税制が使いやすくなります。

平成30年4月1日以降開始の事業年度より改正された制度（以下「新制度」という）が始まっておりますので、計算の煩雑さで適用を見送っていた方も再検討されてはいかがでしょうか。

1. 中小企業向け所得拡大促進税制の概要

この税制は、青色申告書を提出している中小企業者等が、次の要件を満たした上で、前年度より給与等の支給額を増加させた場合、その増加額の一部を法人税（個人事業主は所得税）から控除できる制度です。



※継続雇用者に限定しない、全ての国内従業員に支払った給与等の総額（役員等に支払ったものを除く）

■適用要件等

通常	【要件】 当年度の継続雇用者給与等支給額（※1） ≧ 前年度の継続雇用者給与等支給額 × 1.5%
	【税額控除額】（※2） 増加額の15%を税額控除
上乗せ	【要件】 当年度の継続雇用者給与等支給額 ≧ 前年度の継続雇用者給与等支給額 × 2.5% かつ 次のいずれかを満たす場合 ①教育訓練費が前年度比で10%以上増加 ②経営力向上計画の認定を受けており 経営力向上が確実に行われていること
	【税額控除額】（※2） 増加額の25%を税額控除

（※1）継続雇用者に支払った給与等の総額

（※2）法人税額の20%が上限

2. 新制度のポイント

旧制度では、賃上げに関して判定手続きが非常に煩雑な3つの要件を満たさなければ適用が受けられませんでした。

新制度では、継続雇用者給与等支給額が前年度比で1.5%以上増加すれば適用され、使い勝手がよくなりました。

3. 新制度における継続雇用者の定義

新制度では、さらに継続雇用者の定義も簡便化され、計算がしやすくなりました。

具体的には、当年度と前年度の全期間において毎月給与等の支給を受ける国内雇用者で、雇用保険の一般被保険者に該当する者（継続雇用制度対象者を除く）を継続雇用者と定義しています。

その結果、前年度と当年度の24月のうち1月でも一般被保険者以外の者として給与等の支給を受けた場合には、継続雇用者に該当せず、判定が容易になりました。

対象者が簡素化され
集計が容易に

前年度 12カ月	当年度 12カ月	旧制度	新制度
一般被保険者	一般被保険者	対象	対象
一般被保険者	一般被保険者	対象	対象外
一般被保険者	一般被保険者	対象	対象外
一般被保険者	継続雇用制度対象者	対象	対象外
一般被保険者	高年齢被保険者	対象	対象外

4. 上乗せ措置

このほか、従業員の教育訓練に力を入れた企業や経営力向上計画の認定等を受けた企業が一定の要件を満たした場合には、税額控除の上乗せがあります。

詳しくは、中小企業庁のガイドブックをご参照ください。

<https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/syotokukakudaiguidebook.pdf>

（提供：朝日税理士法人）

本資料は当社が信頼できると判断した情報源から入手した情報に基づいて作成されていますが、明示、暗示にかかわらず内容の正確性、あるいは完全性については保証するものではありません。また、発行日現在の法令・関係規制等をもとに作成しておりますので、その後の改正等にご注意ください。なお、本資料は有価証券の取引その他の取引の勧誘を目的としたものではありません。

いっしょに、明日のこと。
Share the Future



SMBC日興証券

金融商品取引法第37条(広告等の規制)にかかる留意事項

本資料は、法制度/税務、自社株評価、相続/事業承継、株主対策/資本政策、オファリング、M&A/IPO、年金/保険等の諸制度に関する紹介や解説、また、これに関連するスキーム等の紹介や解説、及びその効果等に関する説明・検証等を行ったものであり、金融商品の取引その他の取引の勧誘を目的とした金融商品に関する説明資料ではありません。記載の内容に従って、お客様が実際にお取引をされた場合や実務を遂行された場合の手数料、報酬、費用、その他対価はお客様のご負担となります。なお、SMBC日興証券株式会社(以下「弊社」といいます。)がご案内する商品等へのご投資には、各商品等に所定の手数料等をご負担いただく場合があります。例えば、店舗における国内の金融商品取引所に上場する株式等(売買単位未満株式を除く。)の場合は約定代金に対して最大1.242%(ただし、最低手数料5,400円)の委託手数料をお支払いいただきます。投資信託の場合は銘柄ごとに設定された各種手数料等(直接的費用として、最大4.32%の申込手数料、最大4.5%の換金手数料又は信託財産留保額、間接的費用として、最大年率5.61%の信託報酬(又は運用管理費用)及びその他の費用等)をお支払いいただきます。債券、株式等を募集、売出し等又は相対取引により購入する場合は、購入対価のみをお支払いいただきます(債券の場合、購入対価に別途、経過利息をお支払いいただく場合があります。)。また、外貨建ての商品の場合、円貨と外貨を交換、又は異なる外貨間での交換をする際には外国為替市場の動向に応じて弊社が決定した為替レートによるものとします。上記手数料等のうち、消費税が課せられるものについては、消費税分を含む料率又は金額を記載しております。

本資料は、弊社が信頼できると判断した情報源から入手した情報に基づいて作成されていますが、明示、黙示に関わらず内容の正確性あるいは完全性について保証するものではありません。また、別段の表示のない限り、その作成時点において施行されている法令に基づき作成したものであり、将来、法令の解釈が変更されたり、制度の改正や新たな法令の施行等がなされる可能性もございます。さらに、本資料に記載の内容は、一般的な事項を記載したものに過ぎないため、お客様を取り巻くすべての状況に適合してその効果等が発揮されるものではありません。このため、本資料に記載の内容に従って、お客様が実際に取引をされた場合や実務を遂行された場合、その期待される効果等が得られないリスクもございます。なお、金融商品の取引その他の取引を行っていただく場合には、株式相場、金利水準、為替相場、不動産相場、商品相場等の価格の変動等及び有価証券の発行者等の信用状況(財務・経営状況を含む。)の悪化等それらに関する外部評価の変化等を直接の原因として損失が生ずるおそれ(元本欠損リスク)、又は元本を超過する損失を生ずるおそれ(元本超過損リスク)があります。なお、信用取引又はデリバティブ取引等(以下「デリバティブ取引等」といいます。)を行う場合は、デリバティブ取引等の額が当該デリバティブ取引等についてお客様の差入れた委託保証金又は証拠金の額(以下「委託保証金等の額」といいます。)を上回る場合があると共に、対象となる有価証券の価格又は指標等の変動により損失の額がお客様の差入れた委託保証金等の額を上回るおそれ(元本超過損リスク)があります。また、店頭デリバティブ取引については、弊社が表示する金融商品の売付けの価格と買付けの価格に差がある場合があります。上記の手数料等及びリスク等は商品毎に異なりますので、当該商品等の契約締結前交付書面や目論見書又はお客様向け資料等をよくお読みください。なお、目論見書等のお問い合わせは弊社各部店までお願いいたします。また、実際の取引等をご検討の際には、個別の提案書等をご覧いただいた上で、今後の制度改正の動きに加え、具体的な実務動向や法解釈の動き、及びお客様の個別の状況等に十分ご留意いただき、所轄の税務署や、弁護士、公認会計士、税理士等の専門家にご相談の上、お客様の最終判断をもって行っていただきますよう、お願い申し上げます。

商号等：SMBC日興証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第2251号
加入協会：日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、
一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会

(2017年2月1日現在)



SMBC日興証券

いっしょに、明日のこと。

Share the Future